

現行制度上実施できない業務のうち、
実施可能とする場合は法令改正が必要な業務について
(第4回検討会 資料2-1 抜粋)

I. 診療放射線技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (1)

■省令事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）
 注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。原則として、「該当する(※)」としているものは、医師側団体より安全性等に係る該当性について意見が分かれたもので、当該行為に関する教育・研修に加え、一定の条件を付す等により安全性が担保されると事務局で整理したもの。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
放射線部門の検査関連の静脈確保注射（造影剤注入装置を用いて造影剤を注入するための静脈路を確保する行為）【12】	<p>【診療放射線技師法】</p> <p>第24条の2 診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。</p> <p>二 第2条第2項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。</p> <p>【診療放射線技師法施行規則】</p> <p>第15条の2 法第24条の2第2号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除く。)</u>、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p> <p>二 <u>下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為</u></p>	①：該当する ②：該当しない ③：該当する(※)	10.4時間/月
R I 検査医薬品注入後の抜針及び止血【25】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	1.5時間/月
CTコロノグラフィの検査手技（カテーテルから空気の吸引）【37】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	0.2時間/月
造影剤注入装置から動脈へ造影剤を注入する行為（抜針及び止血を行う行為を除く）【39-1】		①：該当する ②：該当する ③：該当する(※)	0.1時間以下/月
造影剤注入装置から動脈へ造影剤の投与終了後の抜針及び止血を行う行為【39-2】		①：該当する ②：該当する ③：該当しない	
上部消化管造影において、バリウム注入のため鼻腔にカテーテルを挿入する【40-1】		①：該当する ②：該当する ③：該当しない	0.7時間/月
（上部消化管造影において、）鼻腔カテーテルからバリウムを注入する【40-2】		①：該当する ②：該当する ③：該当する(※)	

I. 診療放射線技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (2)

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）
 注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。

■省令事項

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
X線検診車で胃がん検診並びに乳がん検診の撮影についての包括指示での撮影 【48】	<p>【診療放射線技師法】 第26条 (略) 2 診療放射線技師は、<u>病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> 二 <u>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)</u>その他の厚生労働省令で定める検査のため100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。</p> <p>【診療放射線技師法施行規則】 第15条の3 法第26条第2項第2号の厚生労働省令で定める検査は、<u>胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。)</u>とする。</p>	①：該当する ②：該当する ③：該当しない	160.0時間/月

I. 診療放射線技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (3)

■ 法律事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）
 注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。原則として、「該当する(※)」としているものは、医師側団体より安全性等に係る該当性について意見が分かれたもので、当該行為に関する教育・研修に加え、一定の条件を付す等により安全性が担保されると事務局で整理したもの。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
R I核種（R I検査医薬品） 投与のための静脈路確保 【38-1】	【診療放射線技師法】 第2条（略） 2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射(撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。)を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。)することを業とする者をいう。	①：該当する ②：該当しない ③：該当する(※)	3.5時間/月
R I核種投与（R I検査医薬品）の投与（体内への注入） 【38-2】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	
病院又は診療以外の場所における検査（医師又は歯科医師が診察した患者を対象とする出張でのエックス線撮影） 【49-1】	【診療放射線技師法】 第26条（略） 2 診療放射線技師は、 <u>病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。 三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に100電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)	行為を詳細に整理した結果、現行法令の下でも実施可能	—
病院又は診療以外の場所における検査（医師又は歯科医師が診察した患者を対象とする出張での超音波検査） 【49-2】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	

Ⅱ. 臨床検査技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (1)

■省令事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）

注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。原則として、「該当する(※)」としているものは、医師側団体より安全性等に係る該当性について意見が分かれたもので、当該行為に関する教育・研修に加え、一定の条件を付す等により安全性が担保されると事務局で整理したもの。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
直腸肛門機能検査（肛門内圧検査・直腸バルーン知覚検査） ＜検査のために肛門にカテーテル・センサーを挿入する行為＞ 【30】	<p>【臨床検査技師等に関する法律】</p> <p>第2条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの(以下「検体検査」という。)及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。</p> <p>【臨床検査技師等に関する法律施行規則】</p> <p>第1条の2 法第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p>	<p>①：該当する</p> <p>②：該当する</p> <p>③：該当する</p>	0.7時間/月
筋電図検査の針電極の穿刺（体幹を除く）【35】	<p>一 心電図検査(体表誘導によるものに限る。)</p> <p>二 心音図検査</p> <p>三 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。)</p> <p>四 筋電図検査(針電極による場合の穿刺を除く。)</p> <p>五 基礎代謝検査</p> <p>六 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。)</p>	<p>①：該当する</p> <p>②：該当する</p> <p>③：該当しない</p>	1.9時間/月
持続血糖測定のための穿刺・抜針（皮下の間質液を採取する持続自己血糖測定器を取り付けるために穿刺する行為及び当該測定器を取り除くために抜針する行為）【47】	<p>七 脈波検査</p> <p>八 熱画像検査</p> <p>九 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。)</p> <p>十 重心動揺計検査</p> <p>十一 超音波検査</p> <p>十二 磁気共鳴画像検査</p> <p>十三 眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。)</p> <p>十四 毛細血管抵抗検査</p> <p>十五 経皮的血液ガス分圧検査</p> <p>十六 聴力検査(気導により行われる定性的な検査であつて次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。)</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>十七 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。)</p> <p>十八 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査</p>	<p>①：該当する</p> <p>②：該当する</p> <p>③：該当する(※)</p>	0.5時間/月
持続陽圧呼吸療法導入の際に行う陽圧の適正域を測定する検査（脳波、心電図、呼吸の気流を検知するフローセンサー、いびき音を拾うマイクロフォン、胸壁・腹壁の拡張を検知する圧センサーを装着して検査を実施）【107】		<p>行為を詳細に整理した結果、現行法令の下でも実施可能</p>	4.5時間/月

Ⅱ. 臨床検査技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (2)

■ 省令事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）
 注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
眼底検査の散瞳剤の投与 【171】	<p>【臨床検査技師等に関する法律】</p> <p>第2条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの(以下「検体検査」という。)及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。</p>	①：該当する ②：該当する ③：該当しない	0.5時間/月
眼振電図検査における温度刺激検査のための外耳道への温令水の注入 【172】	<p>【臨床検査技師等に関する法律施行規則】</p> <p>第1条の2 法第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 心電図検査(体表誘導によるものに限る。) 二 心音図検査 三 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。) 四 筋電図検査(針電極による場合の穿刺を除く。) 五 基礎代謝検査 六 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。) 七 脈波検査 八 熱画像検査 九 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。) 十 重心動揺計検査 十一 超音波検査 十二 磁気共鳴画像検査 十三 眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。) 十四 毛細血管抵抗検査 十五 経皮的血液ガス分圧検査 十六 聴力検査(気導により行われる定性的な検査であつて次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。) イ～ニ (略) 十七 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。) 十八 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査 	①：該当する ②：該当する ③：該当しない	20.3時間/月
術中モニタリング（運動誘発電位や体性感覚誘発電位）に係る電極装着（針電極含む）、検査装置の操作・管理【228】	<p>【臨床検査技師等に関する法律施行規則】</p> <p>第1条の2 法第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 心電図検査(体表誘導によるものに限る。) 二 心音図検査 三 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。) 四 筋電図検査(針電極による場合の穿刺を除く。) 五 基礎代謝検査 六 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。) 七 脈波検査 八 熱画像検査 九 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。) 十 重心動揺計検査 十一 超音波検査 十二 磁気共鳴画像検査 十三 眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。) 十四 毛細血管抵抗検査 十五 経皮的血液ガス分圧検査 十六 聴力検査(気導により行われる定性的な検査であつて次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。) イ～ニ (略) 十七 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。) 十八 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査 	①：該当する ②：該当する ③：該当する	1.9時間/月

Ⅱ. 臨床検査技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (3)

■ 政令事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）
 注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。原則として、「該当する(※)」としているものは、医師側団体より安全性等に係る該当性について意見が分かれたもので、当該行為に関する教育・研修に加え、一定の条件を付す等により安全性が担保されると事務局で整理したもの。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
救急現場における採血のための末梢静脈路の確保（ヘパリンロックを除く）【9-1】	【臨床検査技師等に関する法律】 第11条 試験は、第2条に規定する検査に必要な知識及び技能(同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。)及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)を採取する行為で政令で定めるもの(第20条の2第1項において「検体採取」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)について行う。	①：該当する ②：該当する ③：該当する(※)	33.0時間/月
救急現場における採血のための末梢静脈路の確保後、ヘパリンロックをする行為【9-2】		①：該当する ②：該当する ③：該当する(※)	
検査のための採痰（誘発採痰含む）【42】	【臨床検査技師等に関する法律施行令】 第8条 臨床検査技師等に関する法律第11条の採血は、 第8条の2 法第11条の検体採取は、次に掲げる行為とする。 一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。） 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為 四 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為 五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為	①：該当する ②：該当する ③：該当する	0.1時間以下/月
検査のための眼脂等の採取【43】	第8条 臨床検査技師等に関する法律第11条の採血は、 第8条の2 法第11条の検体採取は、次に掲げる行為とする。 一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。） 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為 四 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為 五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為	①：該当する ②：該当する ③：該当しない	0.8時間/月
検査のための外耳道から耳漏等の採取【44】	第8条の2 法第11条の検体採取は、次に掲げる行為とする。 一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。） 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為 四 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為 五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為	①：該当する ②：該当する ③：該当しない	2.5時間/月
検査のための泌尿器・生殖器からの検体採取（尿道、子宮頸管に綿棒を挿入し検体を採取する行為を含む）【45】	第8条の2 法第11条の検体採取は、次に掲げる行為とする。 一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。） 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為 四 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為 五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為	①：該当する ②：該当する ③：該当しない	0.5時間/月
子宮頸がん検査のための細胞診用の検体採取【46】	第8条の2 法第11条の検体採取は、次に掲げる行為とする。 一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。） 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為 四 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為 五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為	①：該当する ②：該当する ③：該当しない	7.6時間/月
成分採血装置（末梢血ラインから連続成分採血装置による体外循環を行う機器）の運転【229】	第8条の2 法第11条の検体採取は、次に掲げる行為とする。 一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。） 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為 四 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為 五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為	①：該当する ②：該当する ③：該当する	0.1時間以下/月

Ⅱ. 臨床検査技師にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (4)

■ 法律事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）
 注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
消化器内視鏡検査・治療におけるファイバースコープの操作【63-1】	<p style="text-align: center;">【臨床検査技師等に関する法律】</p> <p>第20条の2 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)並びに第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。</p>	①：該当しない ②：該当しない ③：該当する	8.3時間/月
消化器内視鏡検査・治療における生体組織採取行為の補助操作【63-2】		①：該当する ②：該当しない ③：該当する	
肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法、肝悪性腫瘍ラジオ波焼却療法におけるマイクロ波（ラジオ波）発生装置の操作【64】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当する	0.7時間/月
輸血実施（静脈路を確保し、輸血を投与する）【119】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	14.8時間/月
造影超音波検査の超音波造影剤の投与（ソナゾイド等静脈から超音波造影剤を注入）【173】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	0.2時間/月
上部内視鏡検査の際の前処置（消泡剤の受け渡しや咽頭麻酔を患者の体内に投与する）【174】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当する	4.2時間/月
点滴、輸液ポンプ、シリンジポンプの操作・安全管理【226】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	0.1時間以下/月

Ⅲ. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (1)

■ 政令事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）

注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。原則として、「該当する(※)」としているものは、医師側団体より安全性等に係る該当性について意見が分かれたもので、当該行為に関する教育・研修に加え、一定の条件を付す等により安全性が担保されると事務局で整理したもの。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
<p>血液浄化施行時のバスキュラーアクセスへの穿刺によるカニューレの留置及び不要カニューレの抜去（動脈表在化等を含む）【132】</p> <p>血液浄化装置の先端部（穿刺針）のバスキュラーアクセスへの穿刺及び抜去【133】</p> <p>※行為を確認した結果、同一内容と整理</p>	<p>【臨床工学技士法】 第2条（略） 2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。</p> <p>【臨床工学技士法施行令】 第1条 臨床工学技士法第2条第2項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。 一 (略) 二 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャントへの接続又はシャントからの除去 三 (略)</p>	<p>①：該当する ②：該当する ③：該当する(※)</p>	<p>1.5時間/月～ 5.0時間/月</p>

Ⅲ. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (2)

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）
 注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。

■ 法律事項

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
人工呼吸が施行されている（施行が予定されている）患者に対する直接動脈穿刺法による採血【3】	<p>【臨床工学技士法】</p> <p>第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。</p> <p>2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p>	①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	1.5時間/月
人工呼吸が施行されている（施行が予定されている）患者に対する橈骨動脈ラインの確保【15】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	5.0時間/月
輸液ポンプ等を用いた薬液投与のための皮静脈穿刺によるラインの確保、不要カニューレの抜去【16】		①：該当する ②：該当しない ③：該当する	0.9時間/月
輸液ポンプ等を用いた薬液投与のための中心静脈カテーテルの、不要カテーテルの抜去【21】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	1.1時間/月
食道内圧・胸腔内圧測定用バルーンの挿入及び抜去【36-1】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	0.1時間/月
横紋筋活動電位測定用カテーテルの挿入及び抜去【36-2】			
膀胱温計測用センサーの挿入及び不要センサーの抜去【36-3】	①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない		

Ⅲ. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (3)

■ 法律事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）

注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。原則として、「該当する(※)」としているものは、医師側団体より安全性等に係る該当性について意見が分かれたもので、当該行為に関する教育・研修に加え、一定の条件を付す等により安全性が担保されると事務局で整理したもの。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
心・血管カテーテル治療時に清潔野で術者に診療材料や器材・薬剤を手渡す行為【57-1】	<p>【臨床工学技士法】</p> <p>第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。</p> <p>2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p>	行為を詳細に整理した結果、医行為に該当せず、現行法令の下でも実施可能	10.4時間/月
心・血管カテーテル治療時に医師が行うカテーテル関連操作の補助操作【57-2】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当する(※)	
心・血管カテーテル治療時に身体への電氣的負荷等がかかる装置のスイッチを押下する行為【57-3】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	
心・血管カテーテル業務における清潔野で使用する生命維持管理装置の操作及び接続【59-1】		行為を詳細に整理した結果、現行法令の下でも実施可能	
心・血管カテーテル業務における医師が行うカテーテル関連の補助操作及び接続【59-2】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当する(※)	
内視鏡外科手術において、器具の準備や術者に器材や診療材料を手渡す行為【60-1】		行為を詳細に整理した結果、医行為に該当せず、現行法令の下でも実施可能	
内視鏡外科手術において、体腔内の視野を確保するための体内への硬性鏡の挿入【60-2】	①：該当する ②：該当しない ③：該当しない		
内視鏡外科手術において、体内に挿入されている硬性鏡の保持及び術野の視野を確保するための操作【60-3】	①：該当する ②：該当しない ③：該当する		

Ⅲ. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (4)

■ 法律事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）
 注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
心臓外科手術や整形外科手術等における術者に器材や診療材料を手渡す行為【61-1】	【臨床工学技士法】 第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。 2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。	行為を詳細に整理した結果、医行為に該当せず、現行法令の下でも実施可能	14.1時間/月
心臓血管外科手術や整形外科等において、執刀医の指示のもと行う手術手技【61-2】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	
軟性内視鏡検査・治療時の器具準備、術者への器具受け渡し【62-1】	第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。 2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。	行為を詳細に整理した結果、医行為に該当せず、現行法令の下でも実施可能	54.1時間/月
軟性内視鏡検査・治療時のファイバースコープの操作（操作する医師の補助）【62-2】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当する	
軟性内視鏡検査・治療における組織の圧排及び絞扼（操作する医師の補助）【62-3】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当する	
硬膜外麻酔薬の準備と投与（生命維持管理装置を装着している患者に硬膜外カテーテルから投与）【72】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	2.0時間/月
麻酔導入時の中心静脈カテーテル・胃管挿入等の操作補助（カテーテル等を医師に手渡す行為）【77】		行為を詳細に整理した結果、医行為に該当せず、現行法令の下でも実施可能	6.1時間/月

Ⅲ. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (5)

■ 法律事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）
 注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
内視鏡検査・治療の際の準備作業 (消泡剤の受け渡しや咽頭麻酔を患者の体内に投与する行為) 【80】	<p>【臨床工学技士法】</p> <p>第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。</p> <p>2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p>	①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	52.0時間/月
輸液ポンプ等を用いて薬液投与するための胃管の挿入、交換及び抜去【101】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	0.6時間/月
気管カニューレの交換【111】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	0.1時間以下/月
経口用・経鼻用気管チューブの挿入時の補助(気管チューブを医師に手渡す行為) 【113】		行為を詳細に整理した結果、医行為に該当せず、現行法令の下でも実施可能	-
経口用・経鼻用気管チューブ、気管カニューレの抜去【114】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	0.1時間以下/月
経口用・経鼻用気管チューブの位置の調整【116】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	0.2時間/月
食道閉鎖式エアウェイ・ラリングルチューブの挿入及び抜去【117】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	0.1時間以下/月
鼻咽頭エアウェイの挿入及び抜去【118】		①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない	0.1時間以下/月

Ⅲ. 臨床工学技士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (6)

■ 法律事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）
 注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
血液浄化に用いる不要留置カテーテルの抜去【135】	<p>【臨床工学技士法】</p> <p>第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。</p> <p>2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。</p>	<p>①：該当する ②：該当しない ③：該当しない</p>	0.3時間/月
人工呼吸が施行されている患者に対する鎮静薬の投与量の調整【151】	<p>第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p>	<p>①：該当しない ②：該当しない ③：該当しない</p>	3.0時間/月
人工呼吸器等の生命維持管理装置を装着している患者に対する輸液ポンプによる中心静脈カテーテル等からの薬剤の投与【164】	<p>第37条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床工学技士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p>	<p>①：該当する ②：該当する ③：該当する</p>	0.9時間/月

IV. 救急救命士にタスク・シフト/シェア可能とプレゼンされた項目について (1)

■ 法律事項

注1：①、②については、第2回検討会で提示した案をそのまま記載（第2回検討会で「行為の範囲が広く、具体的内容が明らかでない」と記載していた項目については、行為を詳細に整理した上で、今回新たに記載）

注2：③については、第2回検討会以降に関係団体等から聴取した意見を踏まえて今回新たに記載。原則として、「該当する(※)」としているものは、医師側団体より安全性等に係る該当性について意見が分かれたもので、当該行為に関する教育・研修に加え、一定の条件を付す等により安全性が担保されると事務局で整理したもの。

項目 【これまでの項目No.】	現行法令	3要件	効果 (推計)
(院内での) 静脈路確保 (輸液) の実施【10】	<p>【救急救命士法】</p> <p>第2条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(以下この項及び第四十四条第二項において「重度傷病者」という。)が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であつて、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。</p> <p>2 この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 <u>救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであつて厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。)以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。</u></p>	①：該当する ②：該当する ③：該当する	0.4時間/月
(院内での) 縫合を除く創傷処置 (一定の面積までの擦過傷の洗浄とドレッシング)【91】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	2.2時間/月
(医療機関内で) 救急救命処置の範囲に示される33項目の実施【143 (144)】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	30.0時間/月
(院内での) 心肺蘇生【145】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	1.1時間/月
(院内での) 医師による緊急処置の一部介助【146】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	—
(院内での) 一部の緊急薬剤の投与【161】		①：該当する ②：該当する ③：該当する(※)	—
(院内での) 病歴聴取、バイタルサイン測定、トリアージ【192】		①：該当する ②：該当する ③：該当する	0.8時間/月

* 救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会において検討中であり、その結論を踏まえて改正を進めるかどうか判断する。